

## 移行定着支援事業実施要綱

### 1 目的

小規模作業所、小規模通所授産施設、福祉工場、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（以下、「小規模作業所等」という。）が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は県とする。（市町村への委託可）

### 3 事業内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練給付事業に移行した場合に経過的に生じる次の経費について、2年間に限り助成を行う。

- (1) 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入に要する経費。
- (2) 移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるように経過的な施策に必要となる費用。

### 4 助成額

1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内

### 5 実施年度

平成21年度から平成23年度まで

### 5 実施上の留意事項

- (1) 申請年度、初年度及び2年度目の取り扱いについては要領で定める。
- (2) 平成20年度又はそれ以前に移行した小規模作業所等は本事業の対象外とする。

**附 則**（平成21年11月5日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度の予算から適用する。